

令和 8 年度台湾プロモーション現地レップ業務
委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、三重県観光連盟（以下、「観光連盟」という。）の重点市場である台湾から誘客を促進するため、現地で訪日旅行を取り扱う旅行会社を対象に、セールスコール等のプロモーションに取り組むことで、台湾から三重県への誘客を促進し、県内での延べ宿泊者数の増加および消費額の増加を図る。

2 委託業務名

令和 8 年度台湾プロモーション現地レップ業務

3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 1 9 日まで

4 業務内容

(1) 現地旅行会社向けプロモーションの実施

現地の旅行会社に対して三重県の魅力を紹介し、三重県を含むツアーの造成・販売を促すプロモーションを実施すること。

ア セールスコールの実施

- ・三重県への誘客に効果的な現地旅行会社等 3 0 社以上を対象に、訪問による三重県の魅力の紹介やヒアリング調査を実施すること。
なお、セールスコールは令和 8 年 10 月 31 日までに 15 社以上に対して実施すること。
- ・現地旅行会社の関心が高いと思われる項目を取り上げた三重県の P R 資料（セールスツール）を 2 回以上作成し、セールス等のプロモーションに活用すること。
- ・セールスコールの実施にあたっては、高級ツアーやインセンティブツアー、地方を訪問するツアー等の取扱いに強みを有する旅行会社に対して優先的に実施すること。
- ・セールス先については、候補となる旅行会社等を選定の考え方とともに一覧にまとめて提案し、観光連盟と協議のうえ決定すること。
- ・セールスコールのための現地旅行会社との調整及びセールスツールの作成及び内容確認に係る一切の業務について、受託者により実施すること。
- ・その他、ツアー造成等に係る旅行会社からの問合せに対し、必要に応じて観光連盟と協議のうえ、必要な情報提供及び連絡調整を随時行うこと。

イ 三重県観光情報セミナー、商談会および意見交換会の実施

現地旅行会社を対象に、台中市内において三重県の観光情報に関するセミナー、商談会および意見交換会を開催すること。なお、セミナー、商談会と意見交換会は同日に開催するものとする。

(ア) 三重県への誘客に効果的な現地旅行会社を対象に、三重県の観光情報に関するセミナーを開催すること。

- ・セミナー後に参加者に向けてアンケートを実施し、結果を取りまとめて観光連盟へ報告すること。なお、アンケートの内容については、観光連盟と相談のうえ決定すること。
- ・会場借上費、配信費用、講師料、備品使用料、P R 物品など、セミナーの運営に必

要な一切の費用を見積に含めること。

- (イ) 台中市内において、下記の条件を満たし、三重県内へのインバウンド誘客を目的とする BtoB 商談会を 1 回、企画・実施すること。

(条件)

- 開催時期は令和 8 年 1 2 月上旬とする。
- 商談は三重県側参加者ごとに商談ブースを設置し、1 対 1 の対面による方法で実施する。
- 市内において交通の利便性が高く、参加人数を考慮してゆとりのある会場で実施する
- 三重県側が 1 5 ~ 2 0 者程度参加することを想定し、1 者あたり 1 0 件以上の商談実施を目標とする。
- 商談会終了時まで台湾旅行社側が退室されない工夫を講じること。
- 台中市内での開催がやむを得ない事情により不可能と判断された場合、観光連盟と協議の上別の都市にて同等の代替を講じること。

- ・台湾側旅行会社の募集および取りまとめを行うこと。なお、三重県側の参加者募集及び取りまとめは観光連盟が行うこととする。
- ・三重県側参加者の概要資料を作成・翻訳し、台湾側旅行会社の参加者に共有すること。
- ・商談会当日の受付、案内、進行等を行うこととし、円滑かつ安全に進行できるよう、必要なスタッフを配置すること。
- ・ビジネスレベルの通訳者（日本語・繁体字）を必要とする三重県側参加者 1 者につき 1 名を配置すること。また、事前に通訳者と三重県側参加者が商談会に関する打合せができるよう調整すること。なお、通訳にかかる費用については、商談会当日、三重県側参加者から日本円で徴収すること。
- ・商談会終了後、双方の参加者に対してアンケートを実施すること。なお、アンケートの内容は観光連盟と協議のうえ、決定すること。
- ・商談会に参加した現地旅行会社からの問合せに対し、必要な情報提供や三重県との連絡調整を随時行うとともに、適宜フォローアップを行うこと。また、必要に応じて三重県側の各参加者に対してフィードバックを行うこと。
- ・上記以外、商談会の運営に必要な一切の業務を行うこと。

- (ウ) 商談会終了後、台湾旅行会社 4 社 4 名以上（可能な限り日本語での会話が可能な方）と三重県側の有志が参加し、食事を伴う意見交換会を実施すること。なお、食事代について、台湾側参加者および観光連盟参加者（4 名分）は委託料に含めることとし、それ以外の三重県側参加者については、三重県側参加者から当日、日本円にて徴収すること。尚、立食、着座、ビュッフェ、正餐、軽食等は問いませんが、提案書には明記すること。

ウ 現地旅行会社の招聘

- 三重県内で 2 泊以上の宿泊を伴う旅行商品の造成を目的として、ターゲット層に対する旅行商品造成に意欲的で有力な旅行会社を対象としたファミトリップを実施すること。
- ・ファミトリップで招聘した旅行会社での三重県を含む旅行商品の参加前、参加後の変化を実績報告書にてまとめること。可能な限り送客実数も確認すること。

- ・ファミトリップは1回あたりの招聘を4社4名以上とし、2回以上実施すること。
- ・ファミトリップの1回は台中市の旅行会社をメインの対象とすること。
- ・被招聘者は、ターゲット層に強みを有する現地旅行会社において旅行商品を企画・造成できる責任者等とすること。なお、招聘を予定している旅行会社および選定理由等について企画提案書に記載すること。
- ・1回あたりのファミトリップは4泊5日以上行程とし、三重県内に3泊以上宿泊すること。なお、被招聘者、実施時期及び行程については企画提案書に基づき、観光連盟と協議のうえ決定する。
- ・招聘にかかるすべての予約・手配（宿泊、食事、施設入場、体験、通訳者、旅行保険、航空券を含む移動手段等）を行うこと。
- ・招聘期間中は、対応する旅行保険（旅行期間中における病気・事故等による治療費や人身傷害・物損等の個人賠償責任に対応するもの）に加入すること。
- ・三重県内の移動は専用車、または公共交通機関を利用すること。
- ・必要に応じて通訳者を1名手配すること。通訳者は可能な限り三重県の観光に精通した者を手配し、特段の理由がない限り全行程を通して同一人物とすること。
- ・ファミトリップ中は受託者が同行し、行程管理等を行うこと。
- ・ファミトリップ中、受託者は毎夕食前に簡単なブリーフィングを実施し被招聘者からその日における意見を聴取するとともに、ファミトリップ実施後に被招聘者に対してアンケートを実施し、問題点や改善点の把握に努めること。また、被招聘者の意見・感想等を取りまとめて観光連盟に提出すること。
- ・ファミトリップ終了後、招聘した旅行会社に対してフォローアップを行い、旅行商品の造成や販売に繋がるよう働きかけること。

(2) 三重県での宿泊を含むツアーを新規造成・販売、実送客を可能とする取組実施

委託仕様書「5 業務内容（1）現地旅行会社向けプロモーションの実施」に記載した内容以外に、旅行会社に対して三重県での宿泊を含むツアーを新規造成・販売、実送客に繋がる効果的な取組を実施することとし、その内容を具体的に提案すること。

(3) 観光連盟職員による現地プロモーションへの支援

観光連盟の職員が現地を訪問してプロモーションを実施する際には、必要となる情報の収集や調整、当該プロモーションへの同行及び通訳を行うこと。

- ・観光連盟職員の渡航による現地プロモーションは、契約期間中に1回、3泊4日を予定。
- ・現地プロモーションに伴う台湾域内での人件費、移動費、宿泊費等は委託料に含むこと。

(4) 月次レポートの作成

委託仕様書「5 業務内容」に基づいて実施した業務及び台湾市場の動向等に係るレポートを作成し、月に1回、電子メールで提出すること。なお、旅行会社へのセールスコール及び問合せの記録についても併せて報告すること。

(5) その他

- ・本業務の目的を効果的・効率的に達成するための独自提案があれば示すこと。独自提案の実施に要する費用についても、本事業の見積りに含めること。
- ・業務の詳細については、観光連盟と協議のうえ決定すること。

5 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を観光連盟と協議しながら進めること。
- (2) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めることとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

6 委託経費及び支払い条件等

- (1) 委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。
- (2) 受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくはすでに支払った委託費の額の一部又は全部を観光連盟に返還する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

7 実績報告書等の提出

委託業務が完了したときは、次のとおり委託業務完了報告書を観光連盟に提出すること。

- (1) 報告期限：令和9年3月19日（金）
- (2) 記載事項
 - ア 委託名
 - イ 契約金額
 - ウ 契約日、契約期間
 - エ 完成年月日
 - オ 実施した業務概要
 - カ その他、事業実施の説明に必要な書類

8 その他業務実施上の条件

- (1) 関係法令の順守
受託者は、関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の一括再委託の禁止
受託者は、観光連盟の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を観光連盟に提出し、観光連盟の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (3) 個人情報の保護
受託者が本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 守秘義務
受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 成果物の所有権
本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに観光連盟に移転す

るものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって観光連盟に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(6) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受託者は、業務の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。

ウ 観光連盟に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、観光連盟と協議を行うこと。

(7) その他

委託仕様書に定めのない事項については、その都度、双方で協議のうえ決定する。

別記

個人情報の取扱いに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(収集の制限)

第4条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第6条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項及び第67条、個人情報保護法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

- 一 再委託する業務の内容
- 二 再委託の相手方
- 三 再委託の期間
- 四 再委託が必要な理由
- 五 再委託先の責任体制等
- 六 再委託先の相手方の監督方法
- 七 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、再委託を行った場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託の相手方による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

5 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第9条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第10条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第 11 条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第 12 条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙が個人情報を取扱う場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 13 条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 15 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。